

新旧対照表

32. 契約保養所利用規程		
新	旧	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 F U J I 健康保険組合（以下「当組合」という）は、健康保険法第五十条が定める被保険者および被扶養者（以下「加入者」という）の健康の保持増進のために、契約保養所の利用を供する。</p> <p>2. 利用対象者は当組合の加入者とする。また、当組合の加入者と同室に宿泊することを条件に扶養外家族、友人も対象とする。</p> <p>3. この規程に定める契約保養所（以下「保養所」という）とは、当組合と森トラスト・ホテルズ&amp;リゾート（株）ラフォーレ倶楽部との契約に基づく指定保養所を指す。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 F U J I 健康保険組合（以下「当組合」という）は、健康保険法第五十条が定める被保険者および被扶養者の健康の保持増進のために、契約保養所の利用を供する。</p> <p>2. 利用者の範囲は当組合の被保険者及びその被扶養者とする。</p> <p>3. この規程に定める契約保養所（以下「保養所」という）とは、当組合と森トラスト・ホテルズ&amp;リゾート（株）ラフォーレ倶楽部との契約に基づく指定保養所を指す。</p>	<p>「被保険者および（及び）被扶養者」を「加入者」と表記する。</p> <p>加入者と同室に宿泊することを条件として、「加入者以外の利用を認めるが補助金は支給しない」ことを明記する。また、加入者が利用する場合と、加入者以外が利用する場合とで運用が変わるので関連する文言を整理する。</p> <p>「支給」「給付」の二通りの記載を「支給」に統一する。</p>
<p>(料金及び補助金)</p> <p>第2条 保養所の利用料は保養所ごとに定める。</p> <p>2. 当組合は保養所を利用した加入者に対して補助金を支給する。補助金額は一泊2食プランの場合は利用者一人一泊あたり3,000円、コテージに宿泊またはルームチャージのみの場合は一人一泊あたり1,000円とする。</p> <p>3. ただし、こどもの加入者に対しては、4才以上の未就学児で寝具を使用した場合、または就学児以上の場合に第1項と同額の補助金を支給する（4才以上の未就学児で寝具を使用しない場合および4歳未満の場合には補助金を支給しない）。</p> <p>4. 加入者以外の利用者（加入者と同室に宿泊する扶養外家族や友人）には補助金を支給しない。</p>	<p>(料金及び補助金)</p> <p>第2条 保養所の利用料は保養所ごとに定める。</p> <p>2. 当組合は利用者に対して補助金を給付する。補助金額は一泊2食プランの場合は利用者一人一泊あたり3,000円、コテージに宿泊またはルームチャージのみの場合は一人一泊あたり1,000円とする。</p> <p>3. ただし、こどもの利用者に対しては、4才以上の未就学児で寝具を使用した場合、または就学児以上の場合に第1項と同額の補助金を給付する（4才以上の未就学児で寝具を使用しない場合および4歳未満の場合には補助金を支給しない）。</p>	<p>「支給」「給付」の二通りの記載を「支給」に統一する。</p>
<p>(利用回数と利用人数の制限)</p> <p>第3条 利用回数は年度内に3泊以内とする。</p> <p>2. 年度内とは、その年の4月から翌年3月までをいい、1泊とは保養所が規定する定義をいう。</p> <p>3. 各部署単位等の団体利用は、研修、会議などの目的を持つ利用とし、出張、新年会、忘年会など、健康保険法第五十条の目的に該当しない利用は不可とする。団体利用の場合、当組合が利用希望保養所と別途契約をする。この場合、第2条の補助金は支給しない。</p> <p>4. 利用回数、利用人数の制限の変更が必要な時は、毎年4月頃に当組合が発行する機関紙等で記載をする。また、年度内に予算以上の多くの利用者がある場合、当組合は利用人数の制限ができる。</p>	<p>(利用回数と利用人数の制限)</p> <p>第3条 利用回数は年度内に3泊以内とする。</p> <p>2. 年度内とは、その年の4月から翌年3月までをいい、1泊とは保養所が規定する定義をいう。</p> <p>3. 各部署単位等の団体利用は、研修、会議などの目的を持つ利用とし、出張、新年会、忘年会など、健康保険法第五十条の目的に該当しない利用は不可とする。団体利用の場合、当組合が利用希望保養所と別途契約をする。この場合、第2条の補助金は給付しない。</p> <p>4. 利用回数、利用人数の制限の変更が必要な時は、毎年4月頃に当組合が発行する機関紙等で記載をする。また、年度内に予算以上の多くの利用者がある場合、当組合は利用人数の制限ができる。</p>	<p>「支給」「給付」の二通りの記載を「支給」に統一する。</p>
<p>(保養所からの広宣)</p> <p>第10条 保養所のシーズンごとの特別行事等は、その都度広宣用として資料が送付される。当組合は加入者に広宣する。</p>	<p>(保養所からの広宣)</p> <p>第10条 保養所のシーズンごとの特別行事等は、その都度広宣用として資料が送付される。当組合は被保険者及び被扶養者に広宣する。</p>	<p>「被保険者及び被扶養者」を「加入者」と表記する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規程は、令和3年12月1日から施行する。</p>	—	<p>新（変更後）規程の施行期日を令和3年12月1日とする。</p>